
財政の概況

平成9～18年度決算の状況(推移)

平成19年9月
小樽市財政部

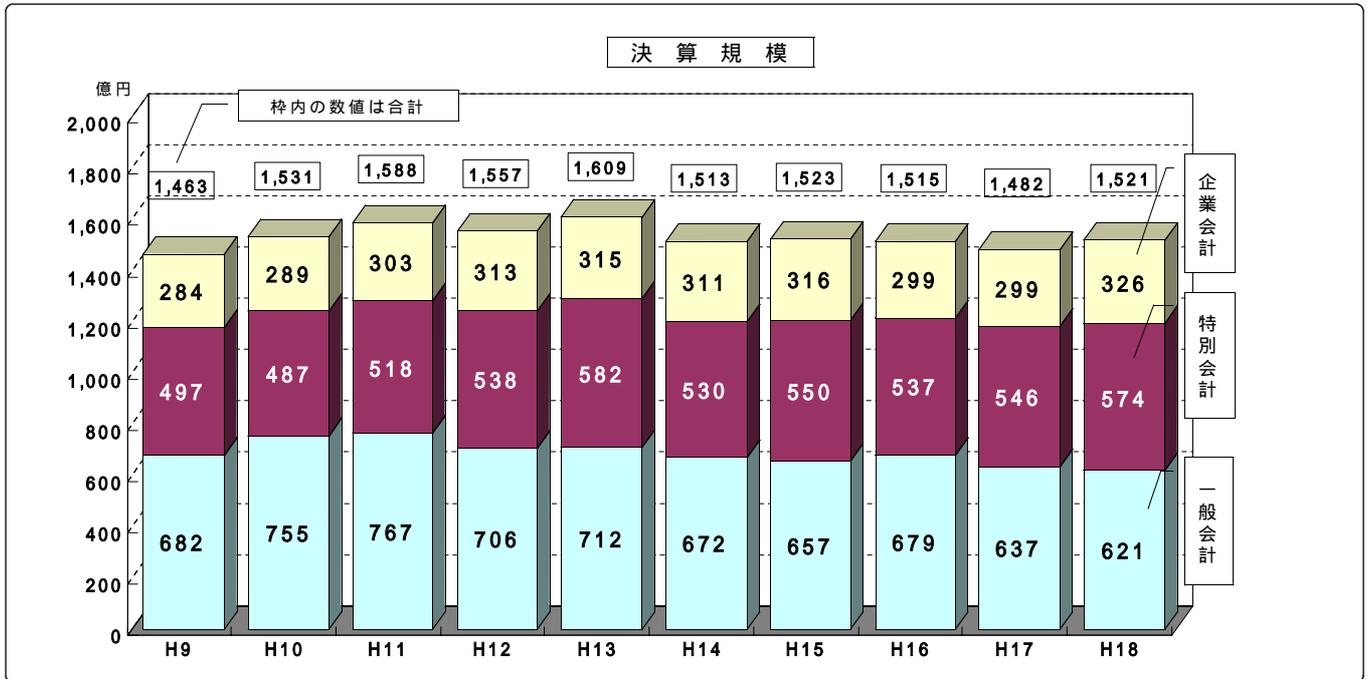
目 次

1. 決算規模	_____	1
2. 決算収支	_____	2
3. 基金等		
(1) 財政調整基金・減債基金	_____	3
(2) 特定目的資金基金	_____	3
(3) 他会計などからの借入	_____	3
4. 歳入		
(1) 歳入の内訳	_____	4
(2) 一般財源	_____	4
(3) 市 税	_____	5
(4) 地方交付税	_____	6
5. 歳出		
(1) 目的別決算状況	_____	7
(2) 性質別決算状況	_____	8
(3) 人件費	_____	9
(4) 扶助費	_____	10
(5) 公債費(元利償還額)	_____	11
(6) 貸付金	_____	13
(7) 繰出金	_____	14
(8) 普通建設事業費	_____	15
6. 主な財政指標		
(1) 財政力指数	_____	16
(2) 経常収支比率	_____	17
(3) 起債制限比率	_____	18
と実質公債費比率		

四捨五入による端数調整の関係で数値が一致しない場合があります。
18年度の数値は、現在市議会で決算認定の審議を受けているものです。

1. 決算規模

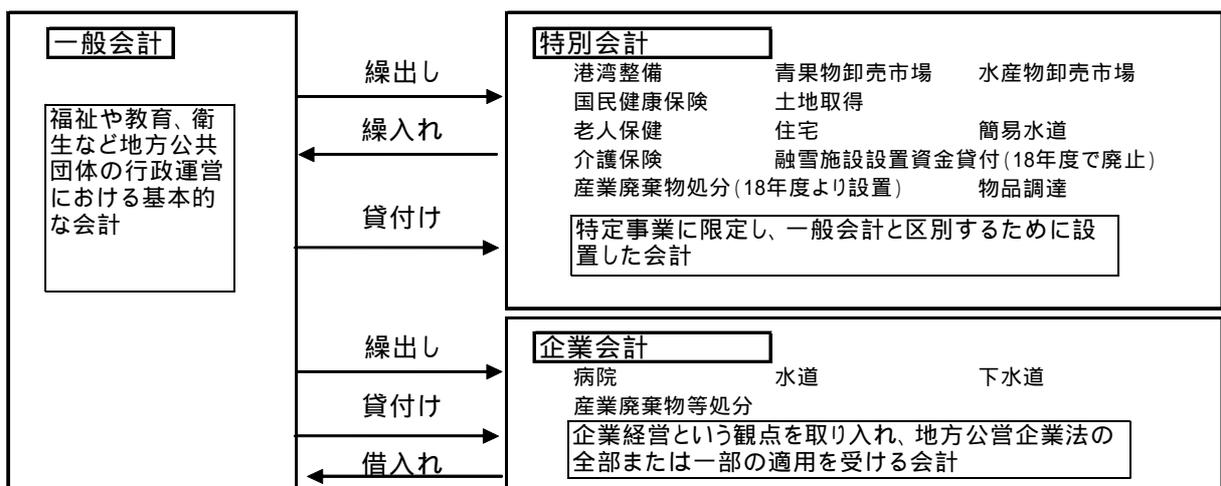
18年度の決算規模(歳出)は、前年度と比較すると、企業会計は27億円、特別会計は28億円の増となりましたが、一般会計は16億円の減となり、全会計で39億円の増となりました。一般会計の規模は減税補てん債の借換え(16年度)を除きますと14年度以降減少しています。



以下、**2. 決算収支** **3. 基金等** **4. 歳入** **5. 歳出** は一般会計、**6. 主な財政指標** は普通会計の内容でお知らせします。

会計区分

小樽市では12の「特別会計」と4の「企業会計」を設置しています。「一般会計」から「特別会計」「企業会計」へ法令等で定められた基準やそれぞれの会計の収支不足分を繰出金や貸付金として支出していますので、「一般会計」をみると市の財政状況を知ることができます。



上記の会計区分の他に「普通会計」という区分があります。「普通会計」とは地方公共団体全体の財政状況を明らかにし、団体間の財政状況を比較するため、決算統計上便宜的に国が定義した会計の区分です。本市では、「一般会計」と「特別会計」の土地取得、住宅、融雪施設設置資金貸付を合わせ、それらの会計間の繰出し・繰入れや貸付け・借入れなどを調整したものが「普通会計」となります。

2. 決算収支(一般会計)

18年度の「実質単年度収支」は、11年度以来の黒字となりました。

この「実質単年度収支」は全国の自治体の財政状況を比較するために使われる財政指標の一つで、前年度繰越金、財政調整基金への積立て・取崩し、地方債の繰上償還などが考慮されますが、減債基金への積立て・取崩しや他会計借入などは考慮されません。

18年度では、財源不足の対策として他会計借入や特定目的資金基金からの借入れなどを行いました。これら財源確保を考慮すると18年度は、2億500万円の赤字となりました。

一般会計の決算状況

単位:百万円

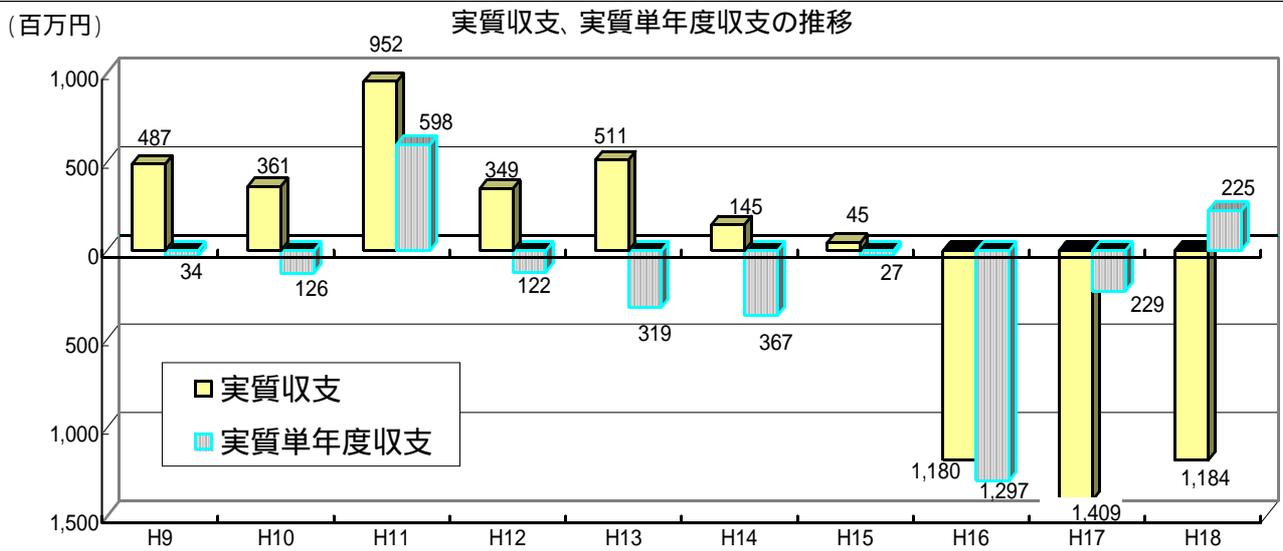
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実質収支	487	361	952	349	511	145	45	1,180	1,409	1,184
単年度収支	34	126	591	603	162	367	100	1,224	229	225
実質単年度収支 (ア)	34	126	598	122	319	367	27	1,297	229	225
財源対策 (減債基金取崩、他会計借入など) (イ)	176	180	5	6	1,671	1,614	800	516	400	430
財源対策を考慮した 実質的単年度収支 (ア) - (イ)	210	306	603	116	1,990	1,981	827	1,813	629	205

平成18年度の財源対策の内容は、P 3 (3) 「他会計などからの借入」を参照

18年度の収支状況

18年度の実質収支は11億8,400万円の赤字となりました。18年度の歳出の中には、17年度の赤字14億900万円を補てんした前年度繰上充用金が含まれているので、この前年度繰上充用金を控除した実質単年度収支は2億2,500万円になります。

しかし、歳入不足を補うため、4億3,000万円を特定目的資金基金等からの借入れなどを行っているため、この財源対策を考慮した実質的単年度収支は2億500万円の赤字になります。



実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支(前年度繰越金)を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

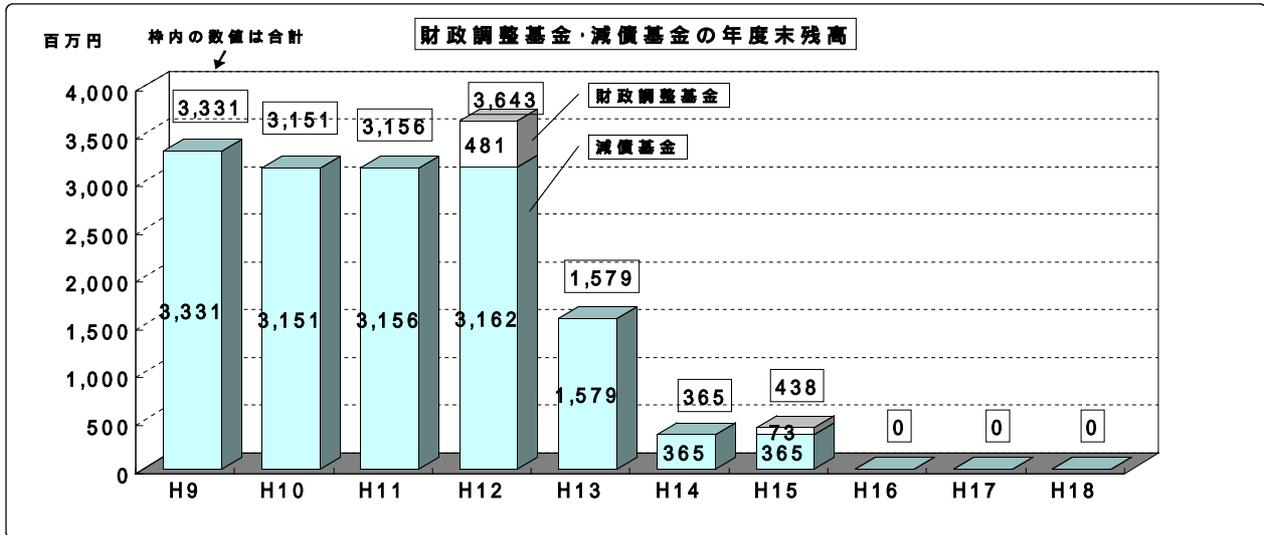
減債基金：市債(借入金)の償還にあてるための積立金

繰上充用：歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること

3. 基金等 (一般会計)

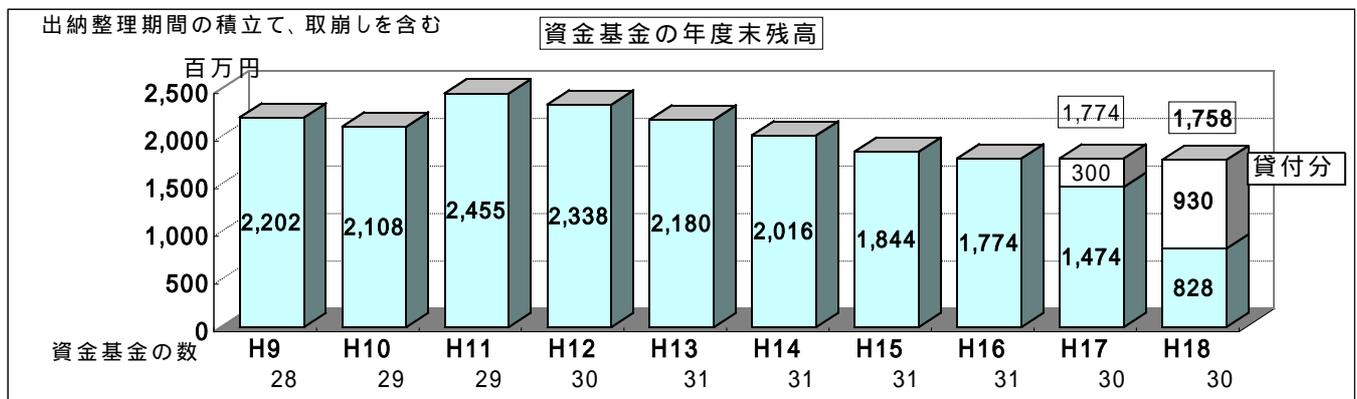
(1) 財政調整基金・減債基金

財政調整基金と減債基金は、財源調整や市債(借入金)の償還に充てるための積立金です。18年度末残高は両基金を全額取り崩したため、ゼロとなっています。



(2) 特定目的資金基金

特定の目的のための資金基金の残高は、11年度に「まちづくり事業資金基金」への多額の積立があり増加しましたが、全体的にみると減少傾向にあります。



(3) 他会計などからの借入

13年度以降、財政調整基金・減債基金の残高が大きく減となったため、14年度以降、不足する財源を他会計や基金から借入を行っています。

財源調整のための借入(企業会計及び基金からの借入)

単位:百万円

借入先	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		18年度末借入残高
	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	借入	償還	
水道事業会計			600	150	200	250	250	100	350	300	
産業廃棄物等処分事業会計			200	100		100		50		450	
土地開発基金	400			100						500	
まちづくり資金基金						300				300	
社会福祉事業資金基金								630		630	
計	400		800	350	200	650	250	780	350	2,180	

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

減債基金：市債(借入金)の償還に充てるための積立金

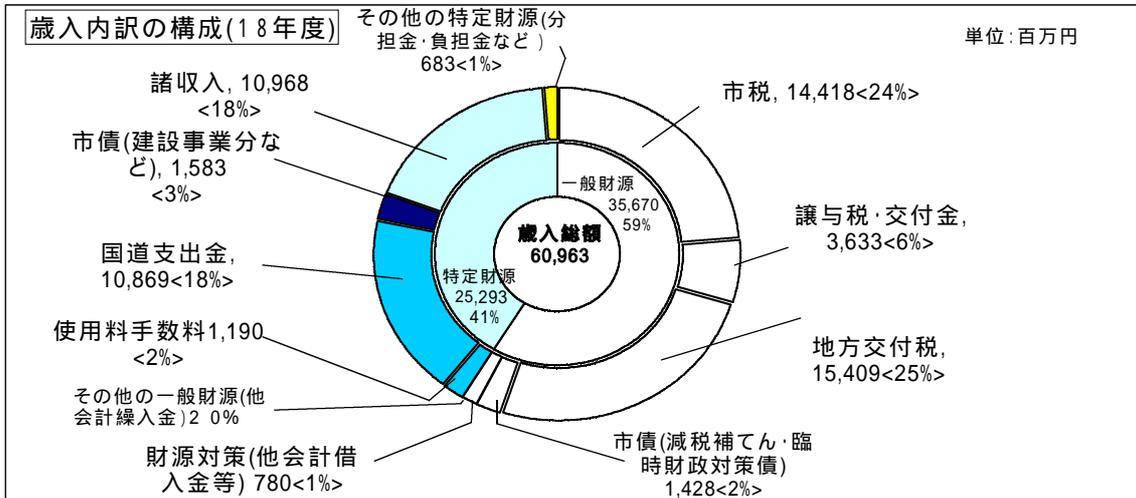
特定目的資金基金：特定の目的のために積み立てられた積立金

土地開発基金：公用若しくは公共用に供する土地等を先行取得するための積立金

4. 歳入(一般会計)

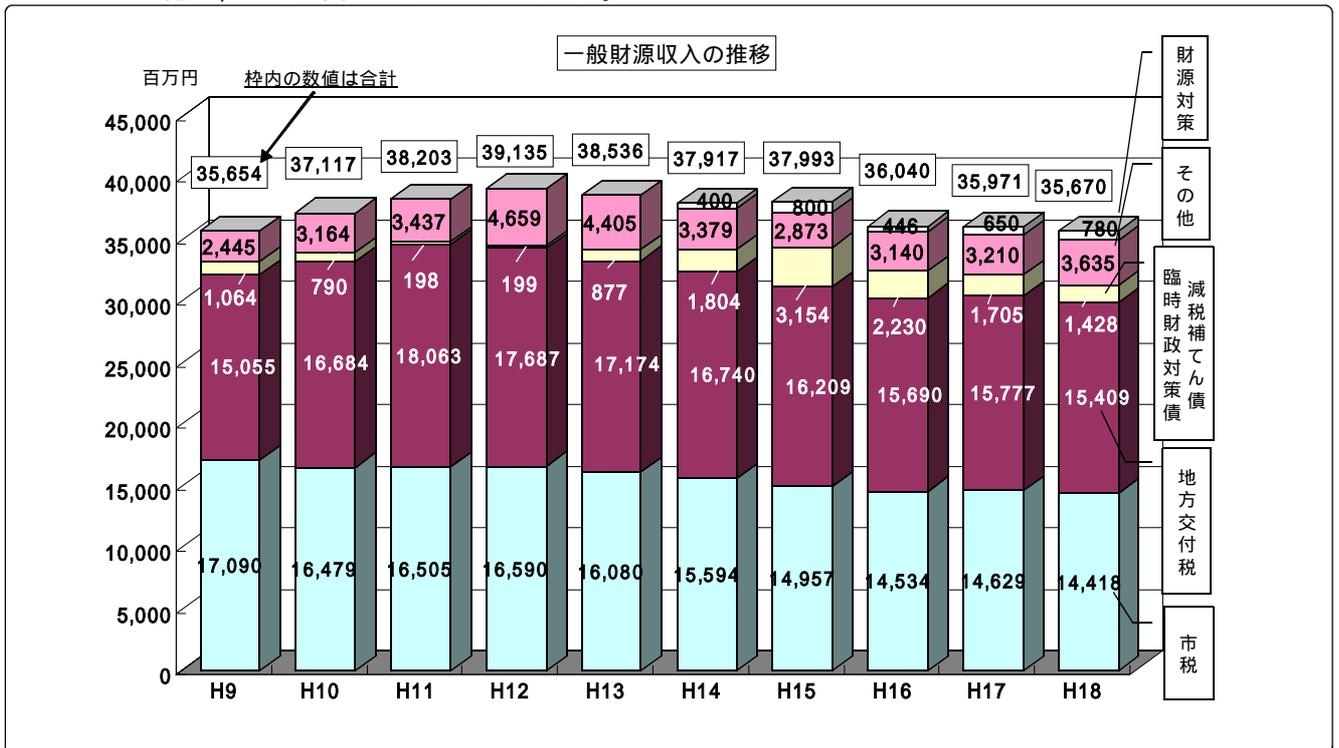
(1) 歳入の内訳

18年度の歳入をみると、地方交付税が154億900万円で歳入全体の25%を占めています。次いで、市税が144億1,800万円、24%となっています。



(2) 一般財源

一般財源収入は、12年度の391億3,500万円をピークに減少傾向にあり、18年度は356億7,000万円となっています。



一般財源：市税、地方交付税など、用途が特定されていない収入。様々な行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が重要となる。

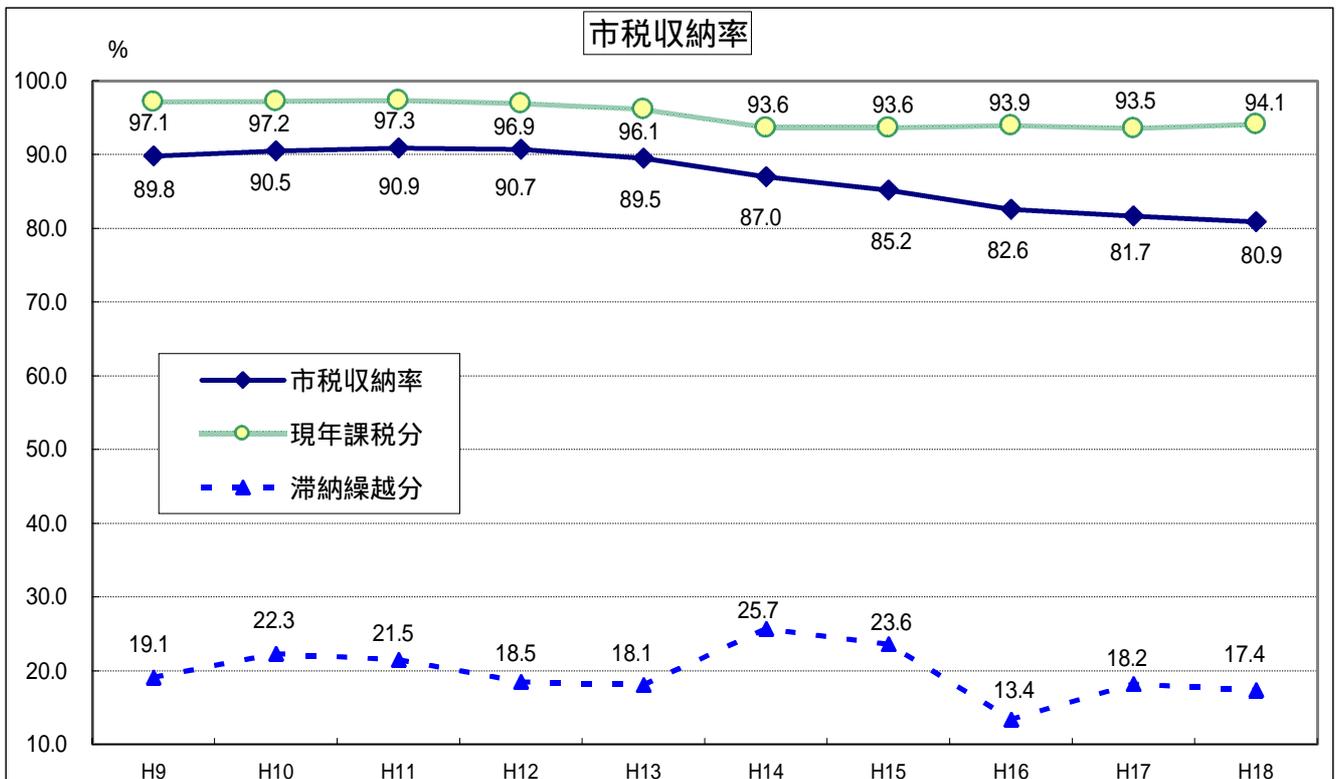
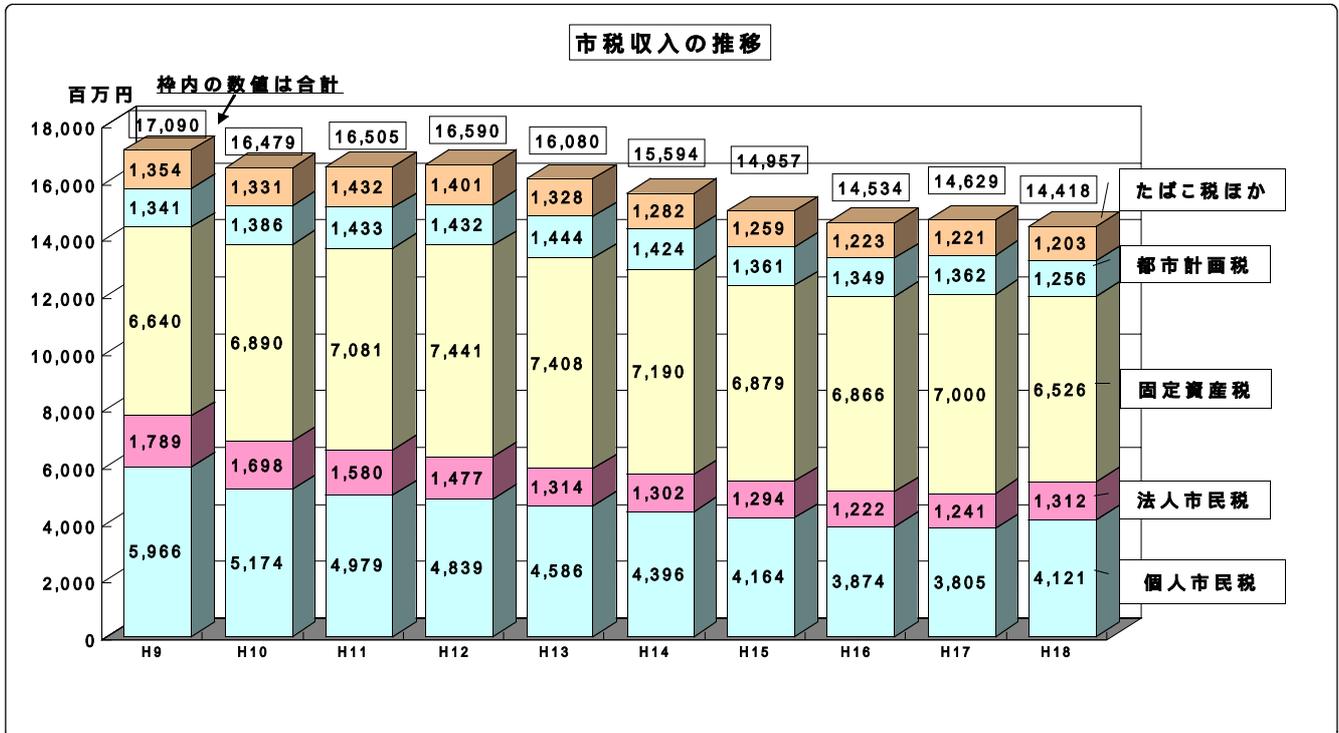
地方交付税：地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源。

国道支出金：国、道が用途を特定して地方公共団体に交付する資金。

(3) 市 税

市税収入は、9年度をピークに減少傾向にあります。

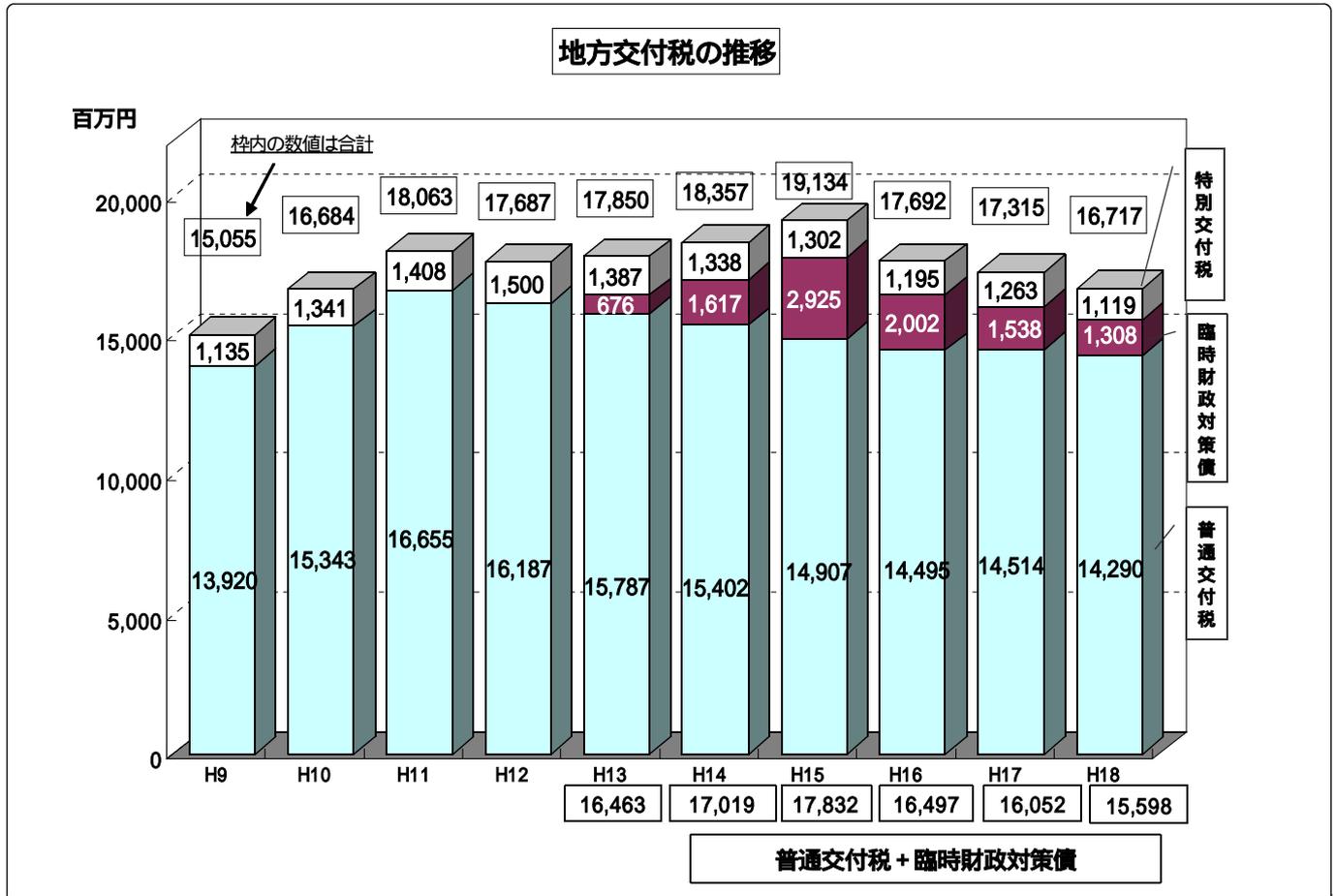
18年度は、前年度に比較し2億1,100万円の減となっています。その要因として、定率減税の段階的廃止などに伴う影響により個人市民税が増収となったほか、法人市民税も増収となりましたが、土地建物の評価替えが行われたことなどから、固定資産税と都市計画税が減収になったことがあげられます。



市税の収納率は、12年度以降減少しています。

(4) 地方交付税

13年度から普通交付税の一部が特別な市債(臨時財政対策債)に振り替えられました。この臨時財政対策債を含めて考えると、15年度までは増加傾向にありましたが、16年度の「三位一体改革」における地方交付税の削減の影響で年々減少しており、18年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計額は平成15年度と比較しますと、22億3,400万円の減になっています。



19年度以降において、国は活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図るとしてはいますが、同時に地方の歳出総額の計画的な抑制を図ることとしており、地方財政はさらに厳しいものになることが予想されます。本市のように地方交付税に依存している自治体は大きな影響を受けることとなります。

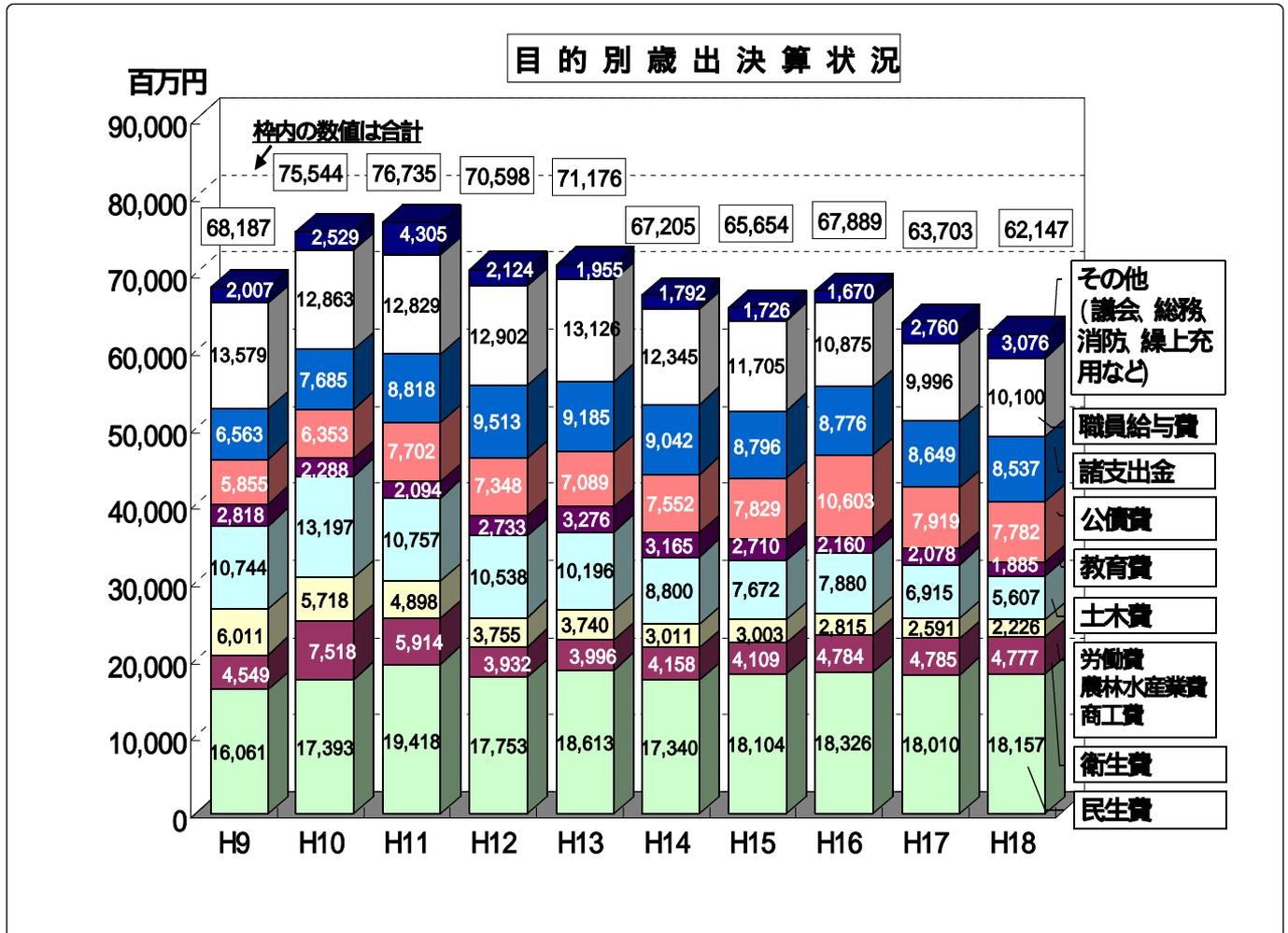
地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税の一部が地方公共団体に交付されるもの。使い道が限られている「国庫支出金」などと違い、地方自治体が自由に使えるお金(一般財源)で、市税と合わせて一般会計歳入の約半分を占める貴重な財源。

臨時財政対策債：地方に交付する地方交付税の財源が不足しているため、国が本来交付すべき地方交付税額の一部を地方自治体に借入を認める地方債(この地方債の返済のための元利償還額は、その後の年度に地方交付税算出の計算に算入される)。

5 . 歳 出 (一般会計)

(1) 目的別決算状況

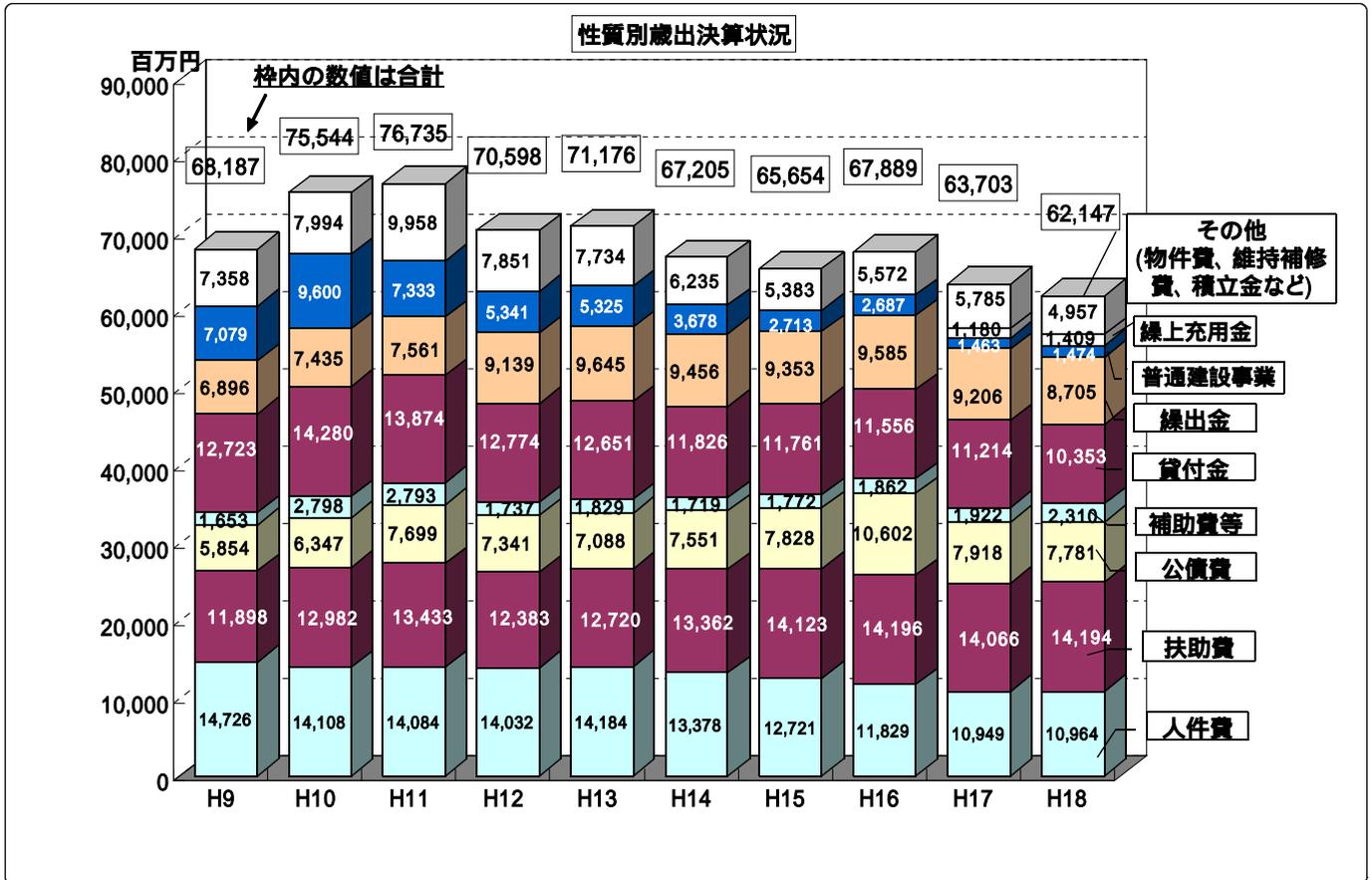
使われる目的別に歳出をみると、18年度では民生費が一番多く、次いで職員給与費、諸支出金、公債費と昨年同様の順となっています。なお、民生費で12年度に16億6,500万円減少していますが、これは一部が介護保険特別会計に移行していることなどによるものです。



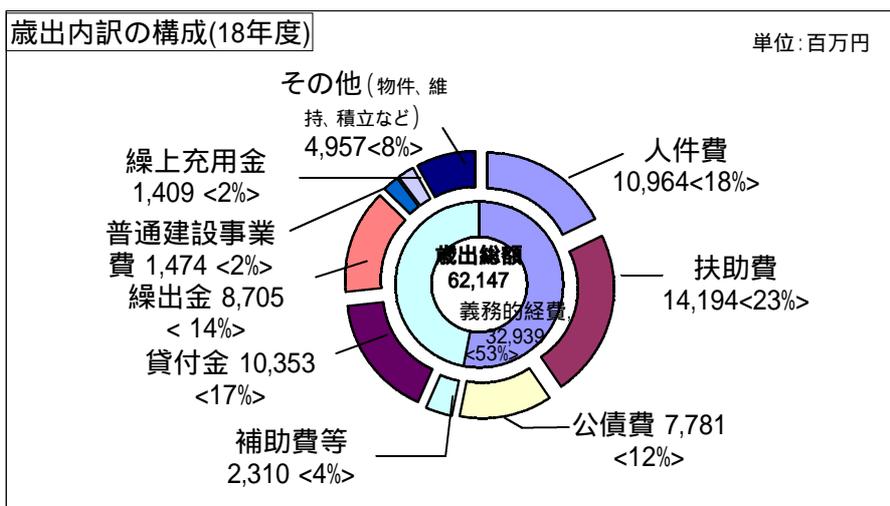
民生費：児童、高齢者、心身障害者などの福祉施設の整備や運営費、生活保護費など
衛生費：保健所やごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するために使われる経費
労働費：失業や就業対策のために使われる経費
農林水産業費：農業、林業、水産業の振興のために使われる経費
商工費：商業や観光事業などの振興のために使われる経費
土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の整備や維持管理などに使われる経費
教育費：小・中学校、社会教育など教育関係に使われる経費
公債費：借入金の元金・利子の支払いに使われる経費
諸支出金：他会計などへの貸付金など

(2) 性質別決算状況

歳出を経費の性質に着目してみると、「人件費」「公債費」「貸付金」「繰出金」「普通建設事業費」は減少傾向にあり、「補助費等」は増加傾向にあります。



性質別経費のうち、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つの経費は、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費であることから「義務的経費」といわれています。18年度では歳出全体の53%を占め、本市財政の硬直化の一因となっています。



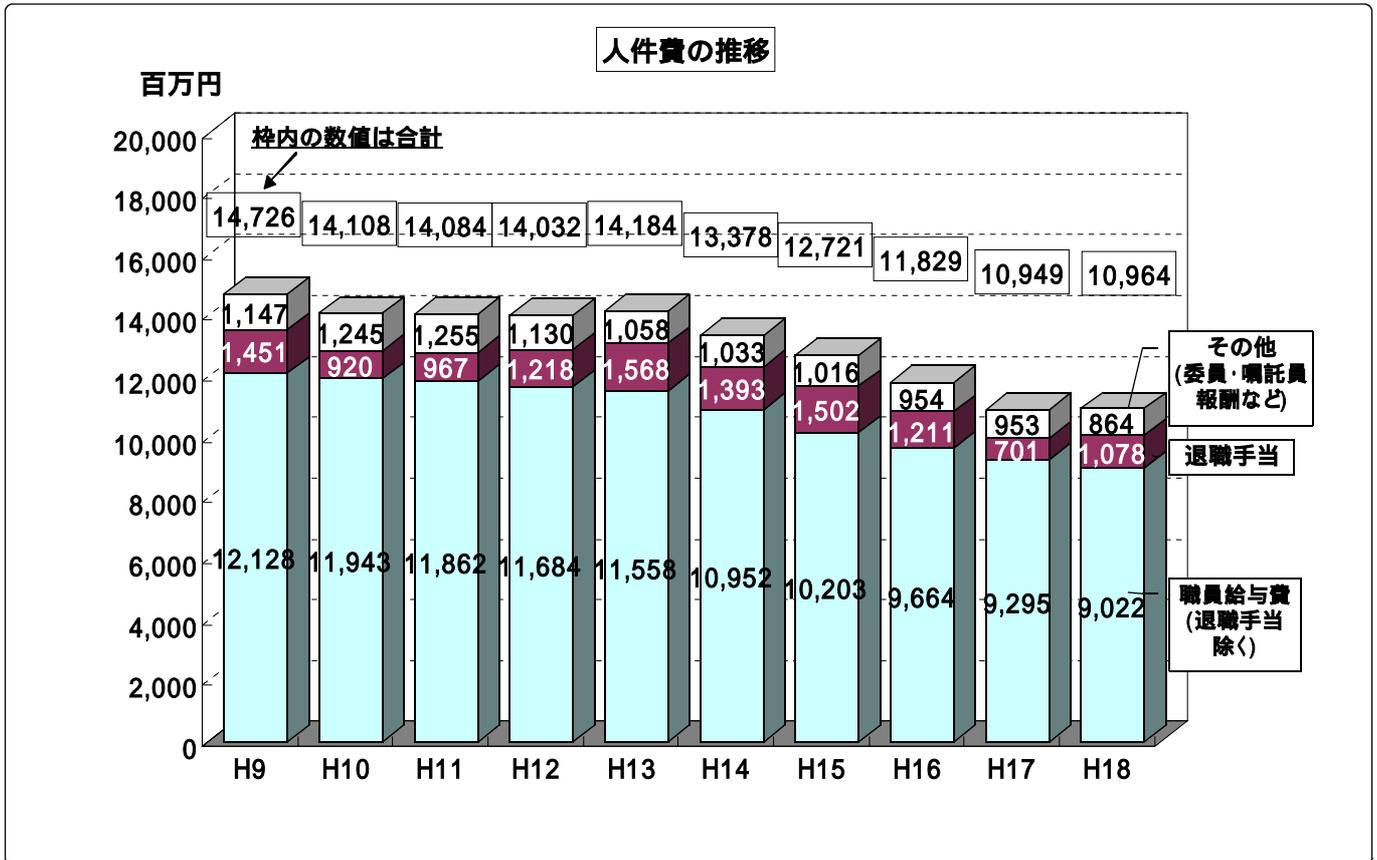
扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など

公債費：借入金の元利償還額

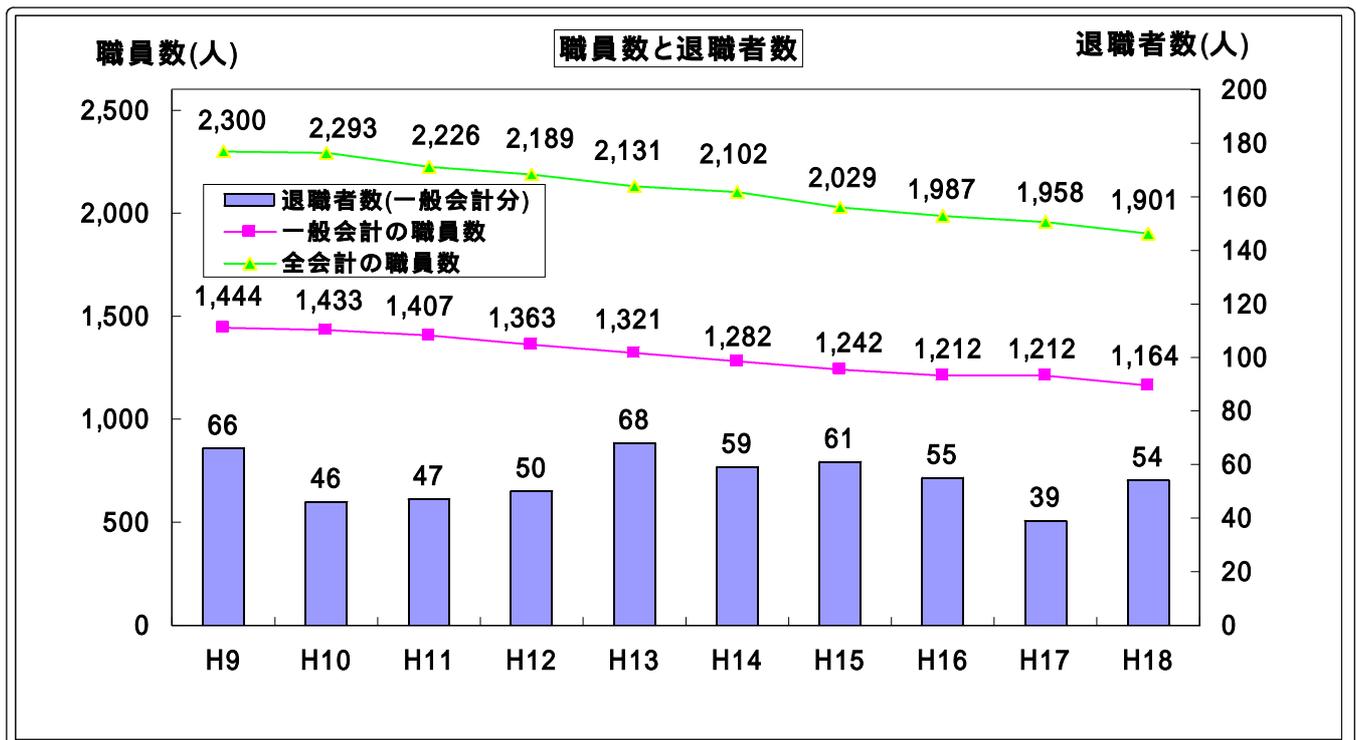
(3) 人件費

人件費は、職員給与費の減とともに減少傾向にあります。

18年度の退職手当を除く職員給与費は、給与の独自削減（対15年度 7%）により、前年度と比較して2億7,300万円減の9億2,200万円となりました。



職員数(各年度末)は減少しており、9年度と比較すると全会計で399人減の1,901人となっています。

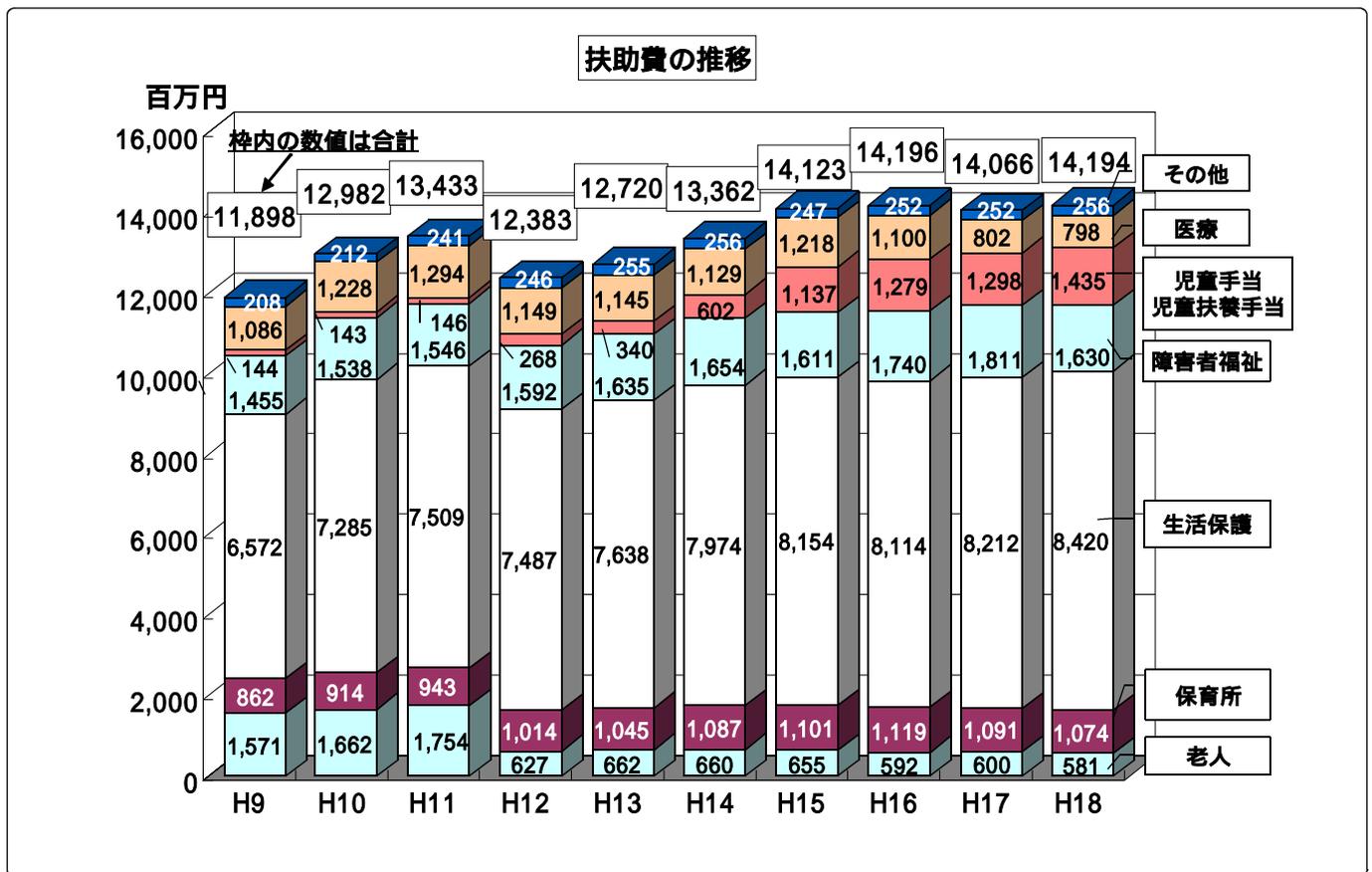


(4) 扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向にあります。12年度に減となっておりますが、これは介護保険制度がはじまり、老人扶助費のうち特別養護老人ホーム保護費などが介護保険事業特別会計に移行したためです。

18年度の扶助費は141億9,400万円で、前年度と比較して1億2,800万円、0.9%の増となりました。また、9年度と比較して、生活保護は18億4,800万円、28.1%増、障害者福祉（身体障害者・知的障害者）は1億7,500万円、12.0%増、医療は2億8,800万円、26.5%減となりました。

なお、児童手当・児童扶養手当のうち、児童扶養手当は以前は北海道が支給していましたが、14年12月から市が支給するようになったため、14年度以降大幅に増加しています。



「障害者福祉」は17年度まで「身体障害者福祉」「知的障害者福祉」に分けられていましたが、障害者自立支援法の施行に伴い18年度に一本化したものです

扶助費：生活保護費や医療助成費など個人に給付される経費、保育所などの運営に充てられる経費など

グラフの区分の主な内容は次のとおりです。

老人～老人ホーム保護費、ふれあいパス事業費など

保育所～市立保育所、私立保育所の関係経費など

生活保護～生活保護費

障害者福祉～施設支援費、重度障害者福祉手当等経費など

児童手当・児童扶養手当～児童手当経費・児童扶養手当経費

医療～老人・重度心身障害者・乳幼児・母子家庭等医療助成費

その他～就学援助費、結核対策費など

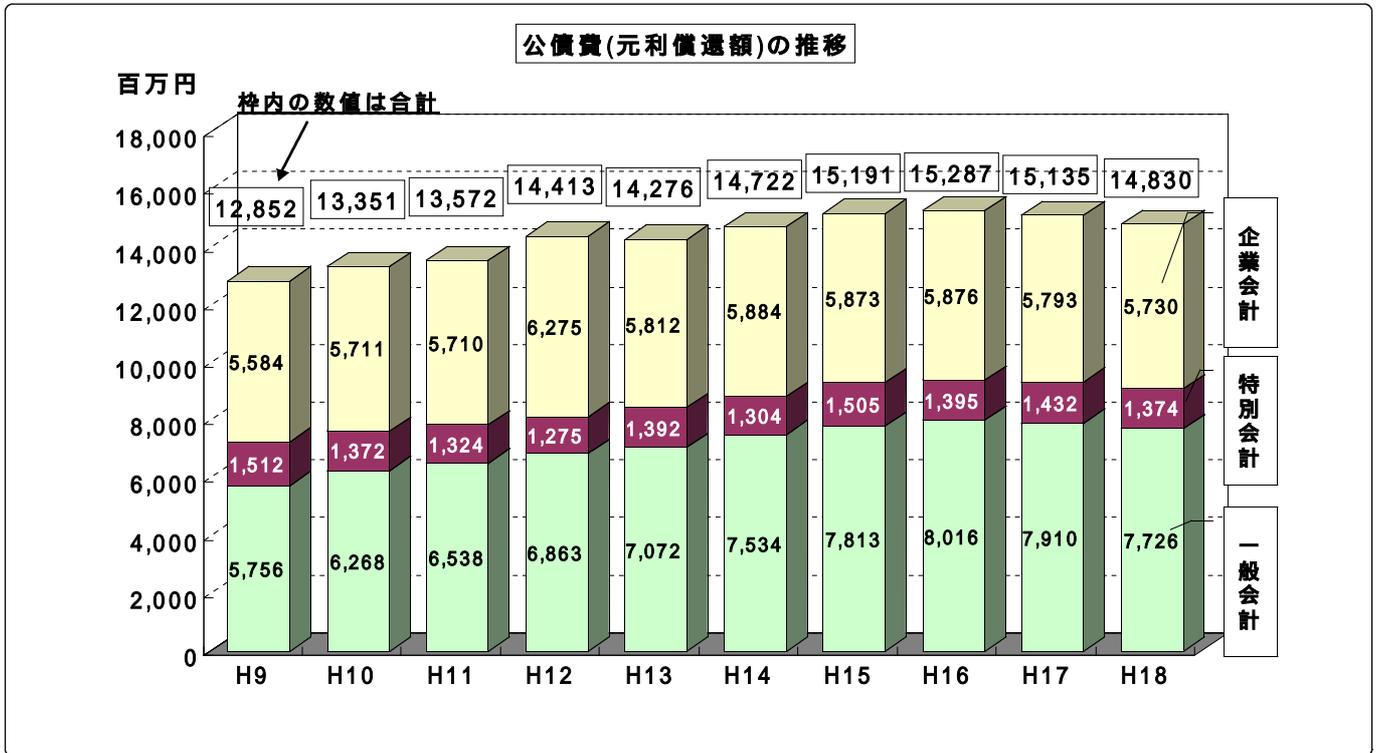
(5) 公債費(元利償還額)

一時借入金利息及び借換分を除く

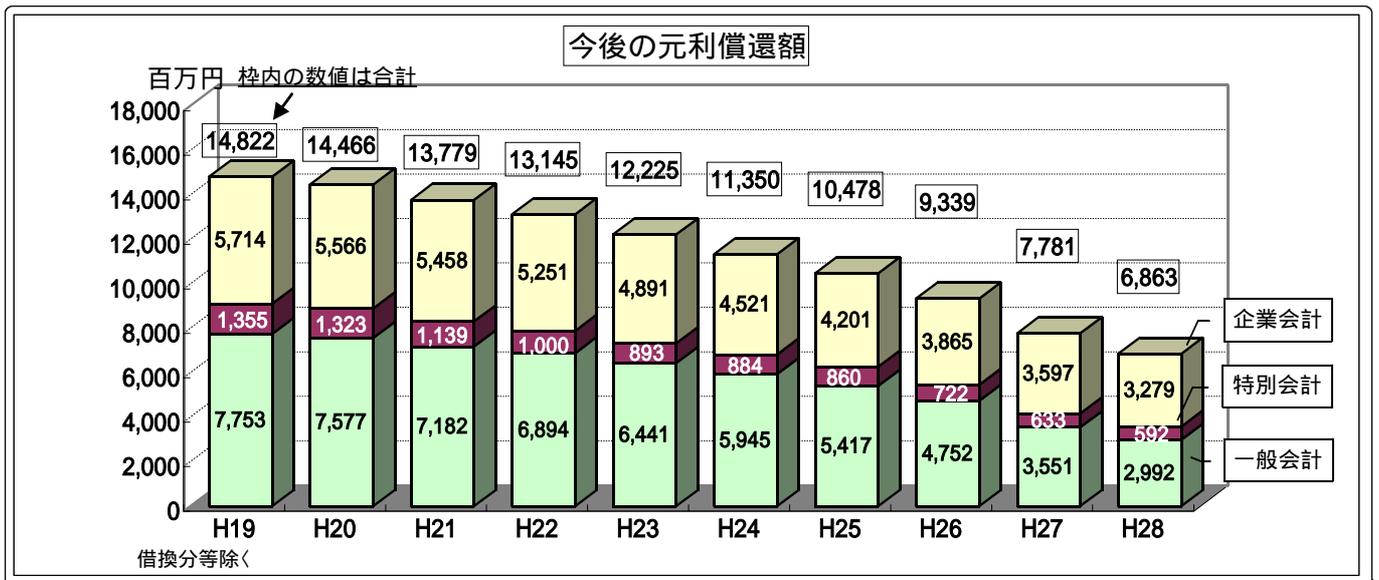
特別会計や企業会計の元利償還額は一般会計からの繰出金等に関連することから、全会計の状況をお知らせいたします。

元利償還額は、16年度をピークに減少しています。

18年度の一般会計の元利償還額は77億2,600万円で、前年度に比較して1億8,400万円、2.3%減となりました。



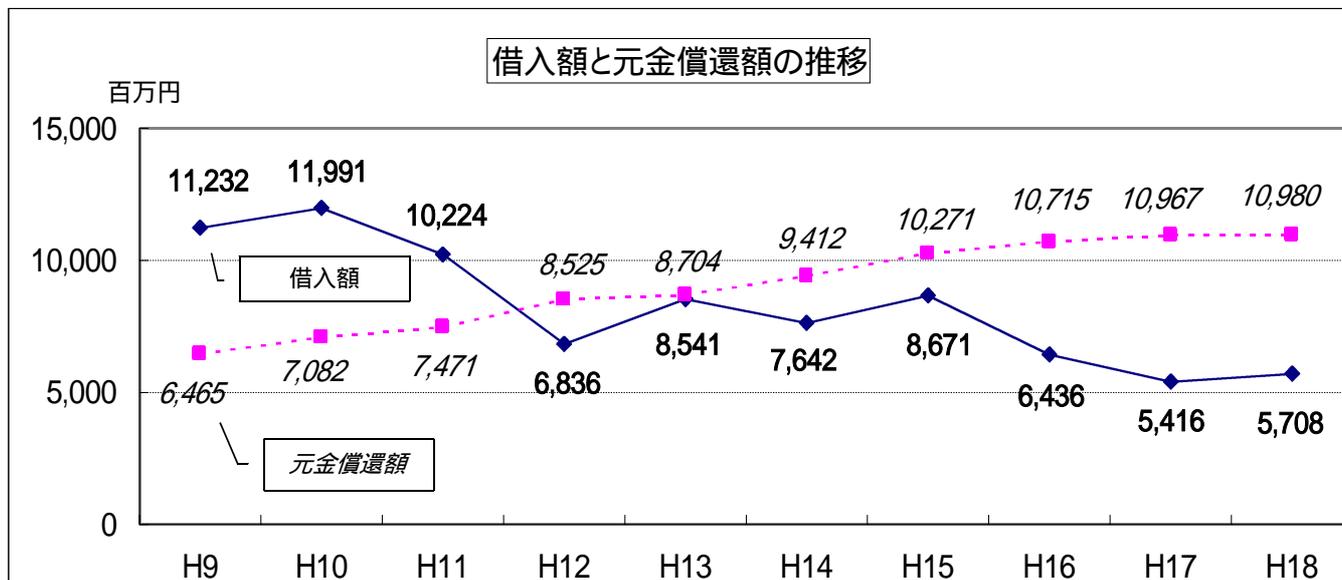
18年度までに借り入れた市債の今後の元利償還額は年々減少する見込みです。



(今後の元利償還額は今後の利率変動や借換えにより変動します。また、19年度以降新たに借り入れる市債分の元利償還額はこのグラフには含まれていません。)

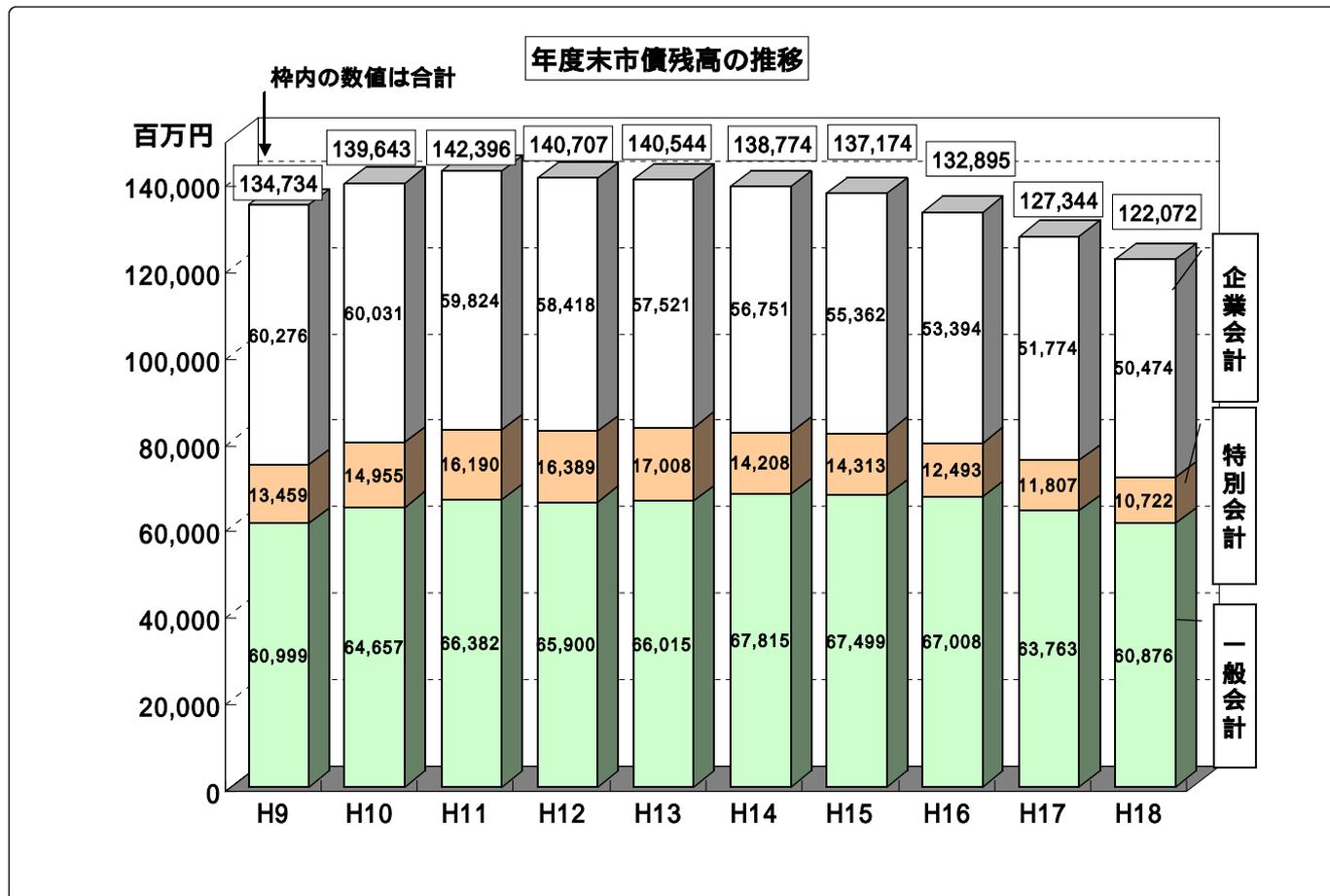
公債費：借入金の元利償還額

各年度の借入額と元金償還額は、11年度までは借入額が元金償還額を上回っていましたが、12年度以降は元金償還額が借入額を上回るようになりました。



各年度末市債残高は、11年度をピークに減少しています。

18年度末の市債残高は、一般会計で608億7,600万円、特別会計で107億2,200万円、企業会計で504億7,400万円、合計で1,220億7,200万円と前年度と比較して52億7,200万円減となりました。



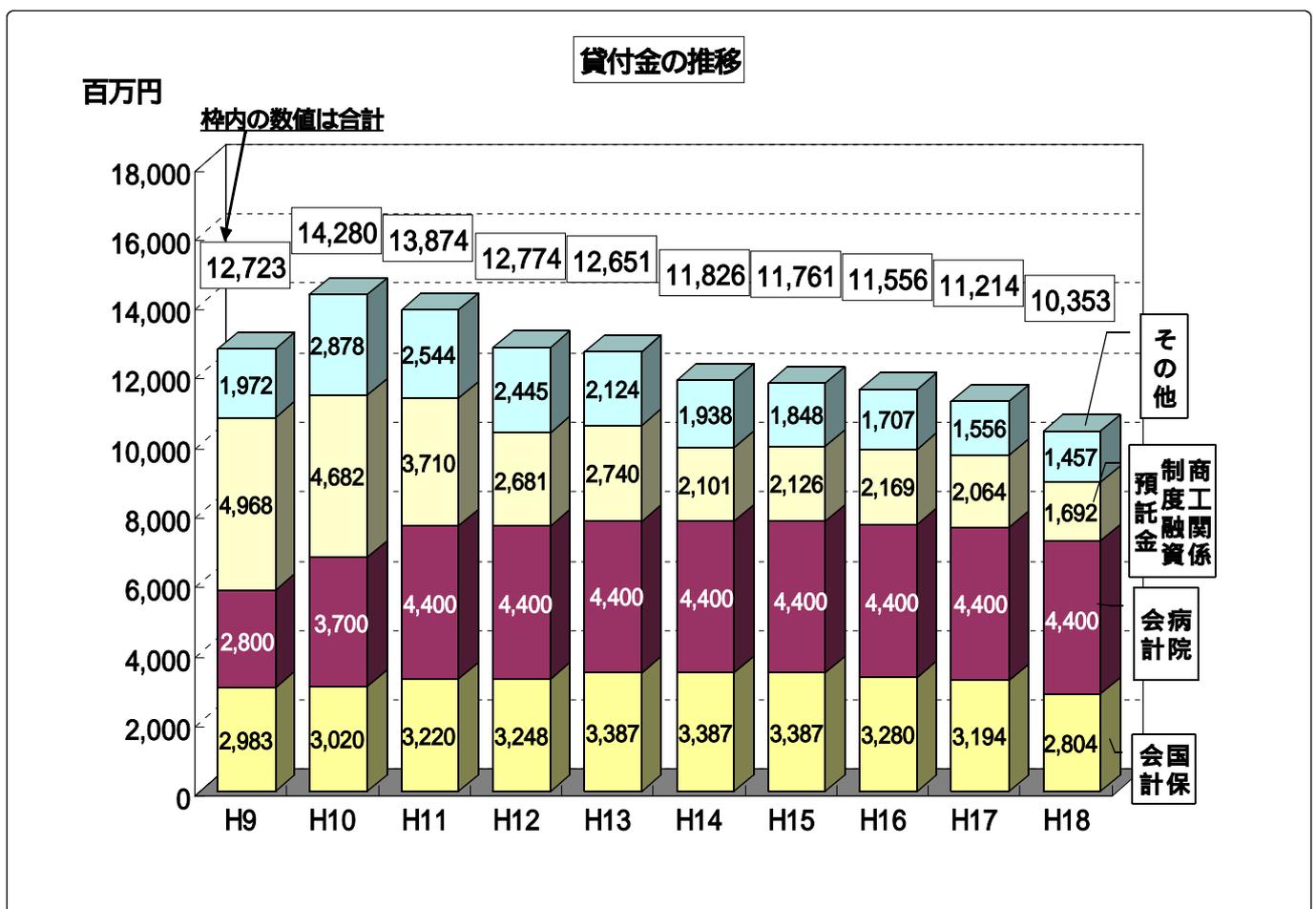
(6) 貸付金

貸付金は10年度をピークに減少しています。

18年度の貸付金は103億5,300万円で、前年度と比較して8億6,100万円、7.7%減となりました。主な減少の要因は、国民健康保険事業特別会計への貸付金が3億9,000万円、商工関係制度の融資に係る預託金が3億7,200万円それぞれ減となったことなどによります。

これらの貸付金は、年度当初にそれぞれの会計や金融機関などに貸し付け、年度末にほぼ同額が返済（諸収入として収入）されるものであり、貸付金の減少は決算規模の減少につながりますが、収支への影響はほとんどありません。

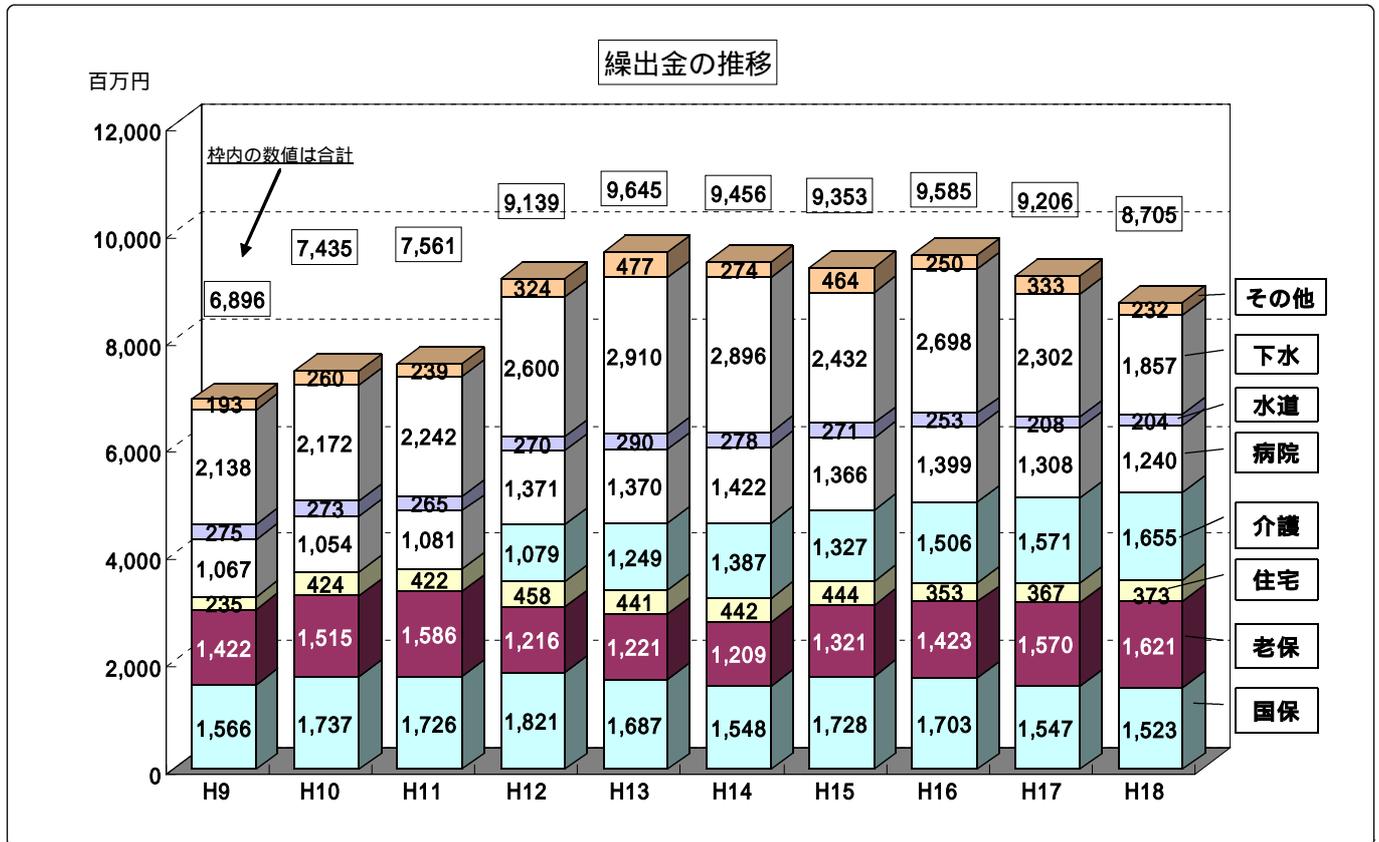
なお、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業の両特別会計及び病院事業会計への貸付金は、出納整理期間に一般会計へ返済が行われていましたが、18年度をもってこの会計処理の見直しを行いました。



(7) 繰出金

繰出金は13年度をピークに、その後減少傾向にあります。

18年度の繰出金は87億500万円で、前年度と比較すると5億100万円、5.4%の減となりました。主に、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計などへの繰出金が増額になりましたが、下水道事業会計等への繰出金が減額になったからです。



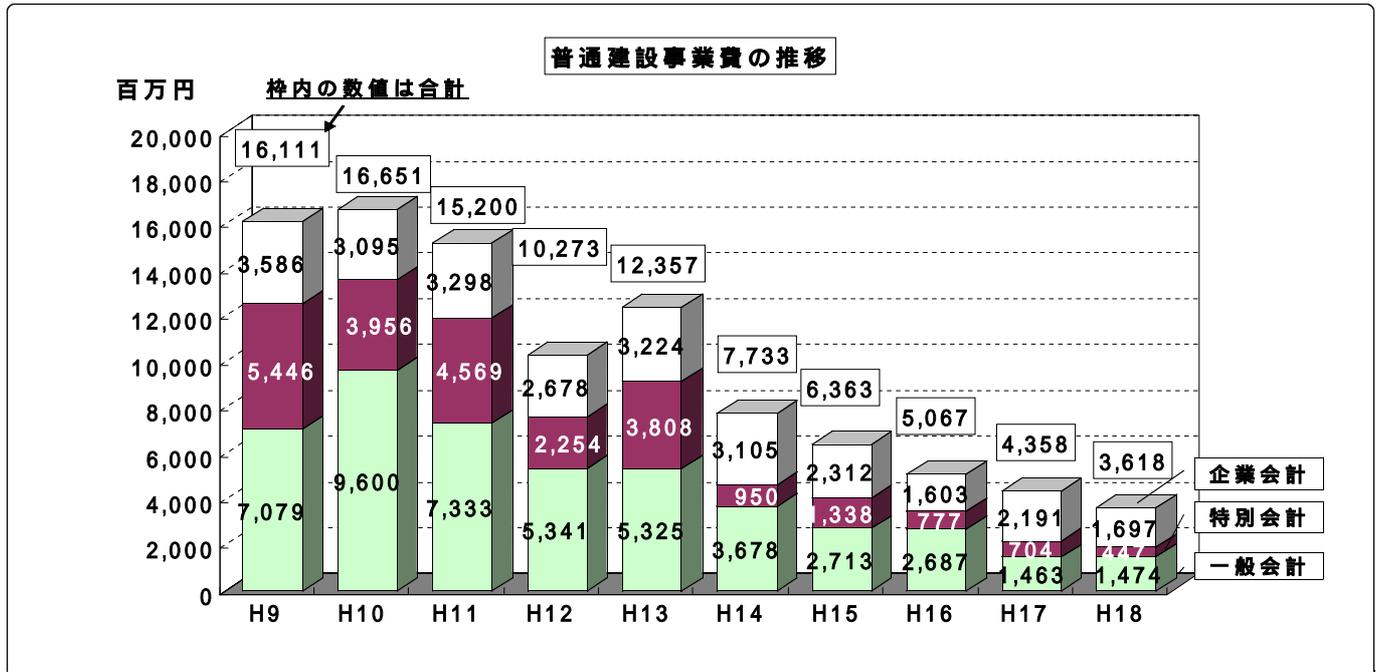
今後も高齢化の進展などにより、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計などへの繰出金の増加が見込まれます。

繰出金：一般会計、特別会計、企業会計の相互間において支出される経費

(8) 普通建設事業費

18年度は、前年度と比較すると一般会計では1,100万円、0.8%の増、特別会計では住宅事業特別会計において公営住宅建替事業の減などにより2億5,700万円、36.5%の減、企業会計では病院事業や下水道事業に係る建設改良費の減により4億9,400万円、22.5%の減となりました。

18年度の普通建設事業費を、9年度と比較してみるとその規模は2割程度となっており、大きく減少しています。



主な建設事業の実施状況

単位: 百万円

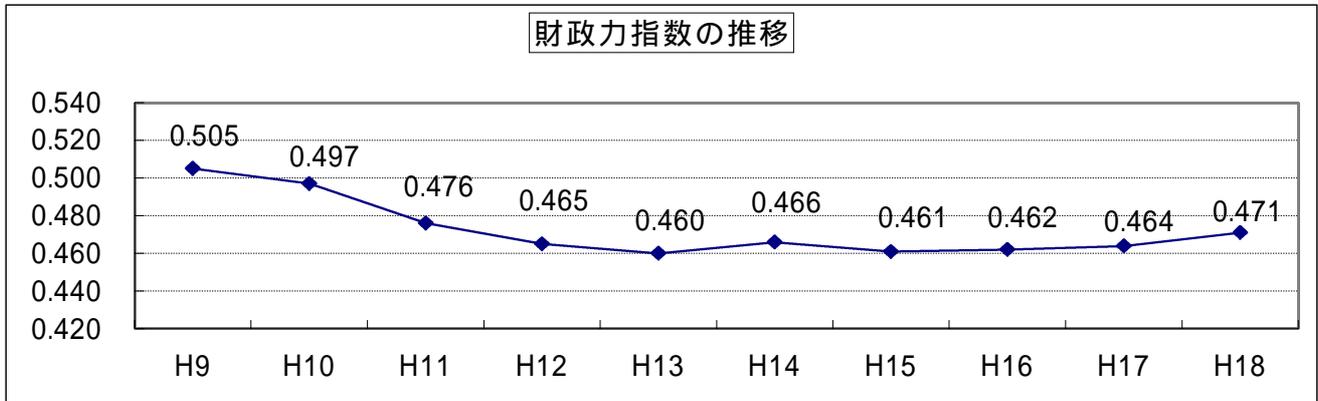
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
運河公園	327	151								
ジャンプ台	719	35								
廃棄物処理施設	646	3,744	1,913					298		9
いなきたコミセン			739							
赤岩保育所				41	305					
道路新設改良	600	533	687	603	165	20				
交通安全施設(補助事業等)	220	336	80	173	146	253	255	212	94	
臨時市道整備	768	831	839	757	676	641	729	647	549	387
街路事業	877	871	1,238	1,312	974	438	132	66		
道道街路事業										307
港湾国直轄	703	518	483	459	641	463	373	188	45	46
港湾改修	1,380	1,294	376	244	429	241	30	23	59	85
港湾保安対策施設整備								362		
菁園中学校				15	434	931	400	56		
サッカー・ラグビー場					481	132	371	267		
(仮称)新博物館整備事業										154
アスベスト対策経費									353	
港湾特別会計	508	935	1,180	356	637	13	763	16	100	48
住宅特別会計	816	730	1,262	666	594	534	539	761	563	389
産業廃棄物処分事業特別会計										11
中央通区画整理特別会計	1,361	164	1,822	1,159	2,576	403	28			
築港区画整理特別会計	2,753	2,109	305	6						
水道事業会計	783	751	861	970	1,321	1,377	1,155	942	828	835
下水道事業会計	2,409	1,961	1,977	1,617	1,801	1,618	1,035	447	900	789

普通建設事業費：道路、橋、学校、公園等公共及び公用施設の新増設等に要する経費

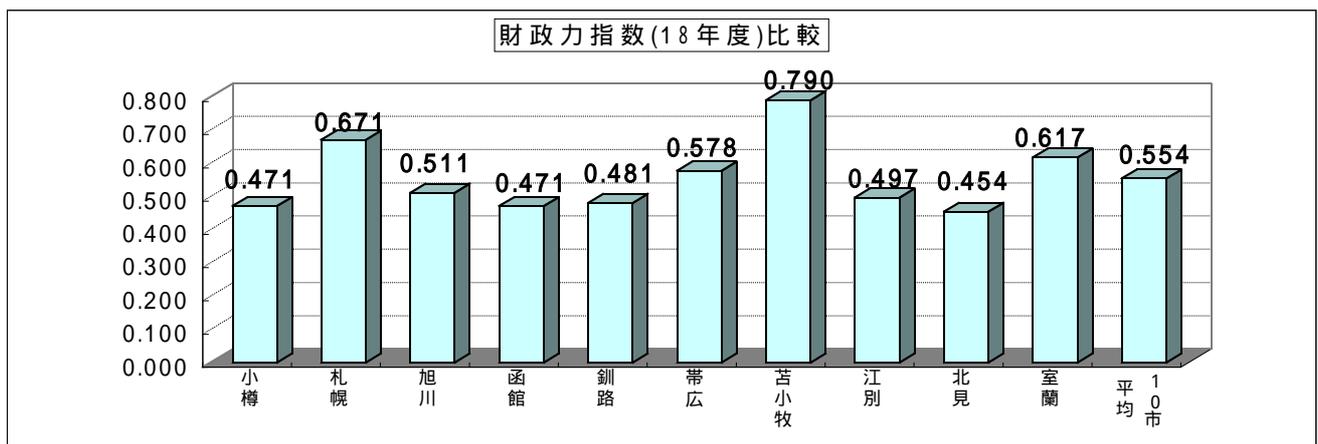
6. 主な財政指標 (普通会計)

(1) 財政力指数

18年度の財政力指数(3か年平均)は0.471で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費の半分以上を国からの普通交付税に依存していることとなります。

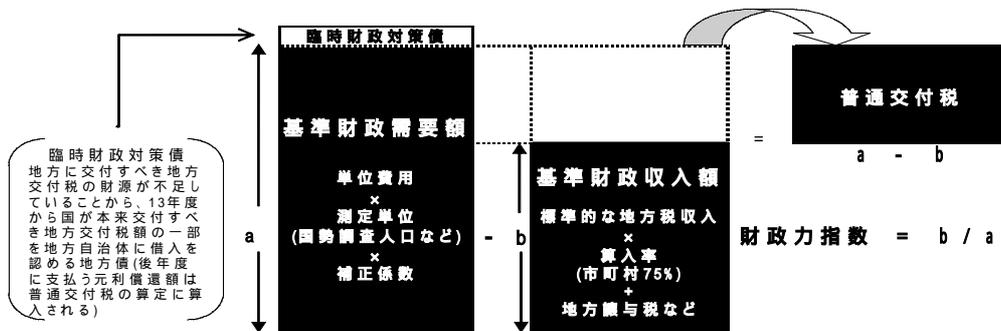


道内10市の中で二番目に低い数値となっています。



財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。基準財政収入額(標準的に収入し得る収入額)を基準財政需要額(標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額)で除して得た数値の3か年平均値。

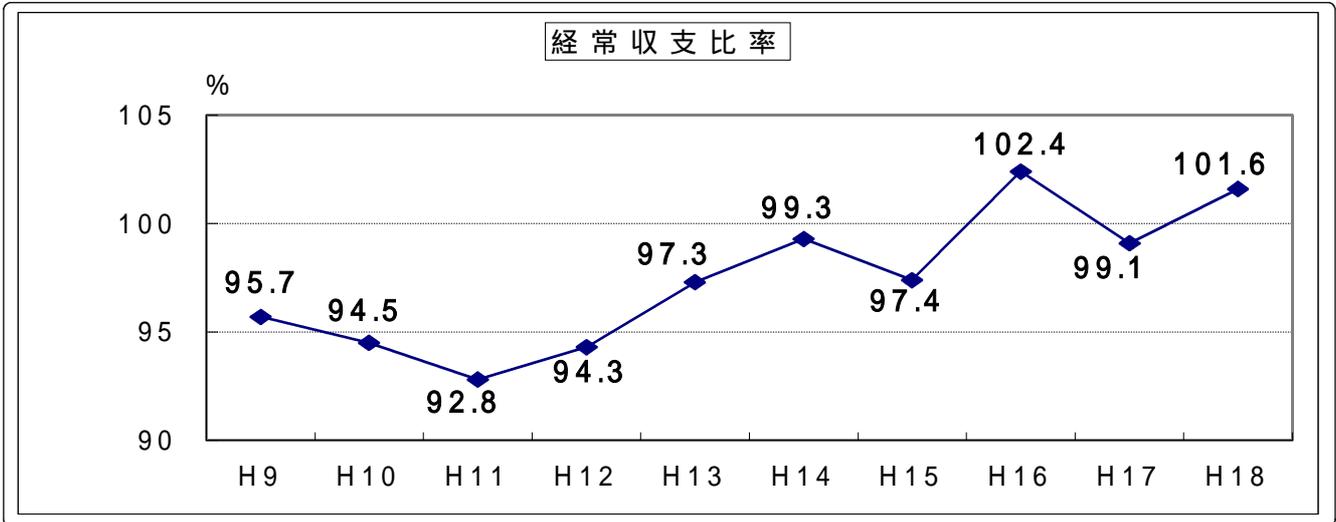
なお、基準財政収入額、基準財政需要額と普通交付税との関係は以下のとおりで、財政力指数が低いほど普通交付税に依存していることとなります。



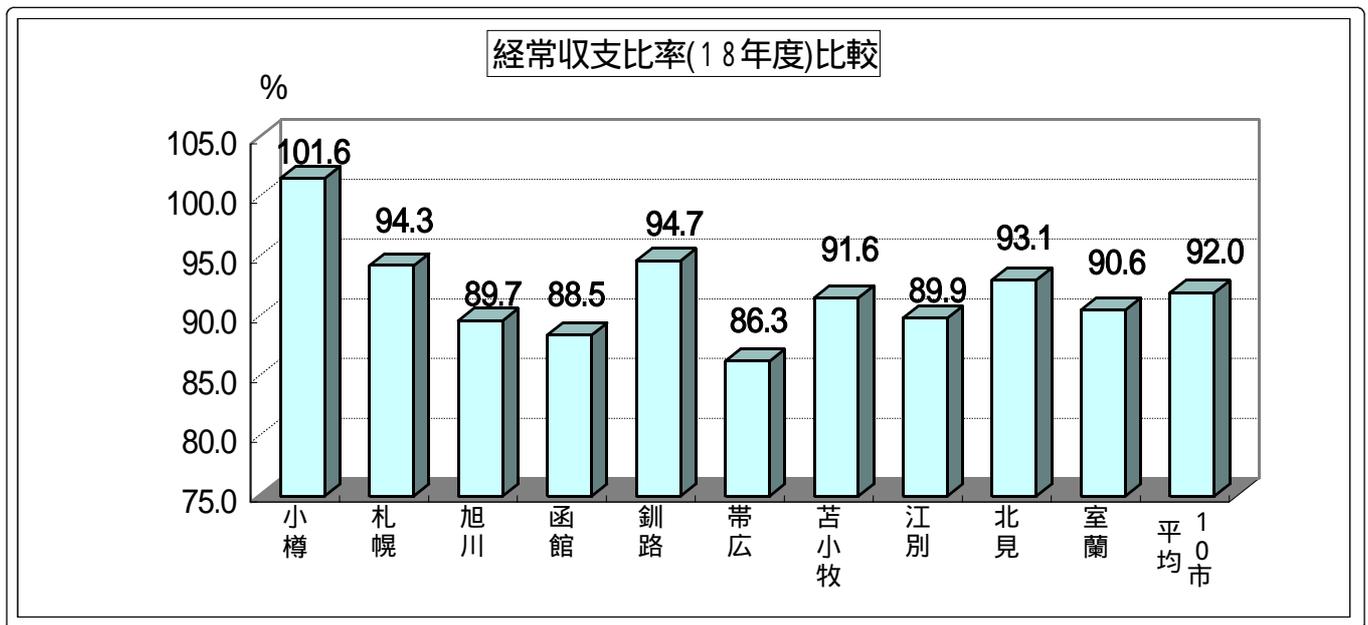
13年度から18年度の間、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替えることとされています。

(2) 経常収支比率

18年度の経常収支比率は、前年度と比較して歳入では普通交付税、臨時財政対策債等が減になり、また、歳出では人件費、維持補修費などが減となったものの、補助費等が大幅に増となったことなどから2.5ポイント悪化しました。このように、本市の財政構造は臨時的経費に使える財源がない非常に硬直した状況となっています。



道内10市の中で、一番高い数値となっています。



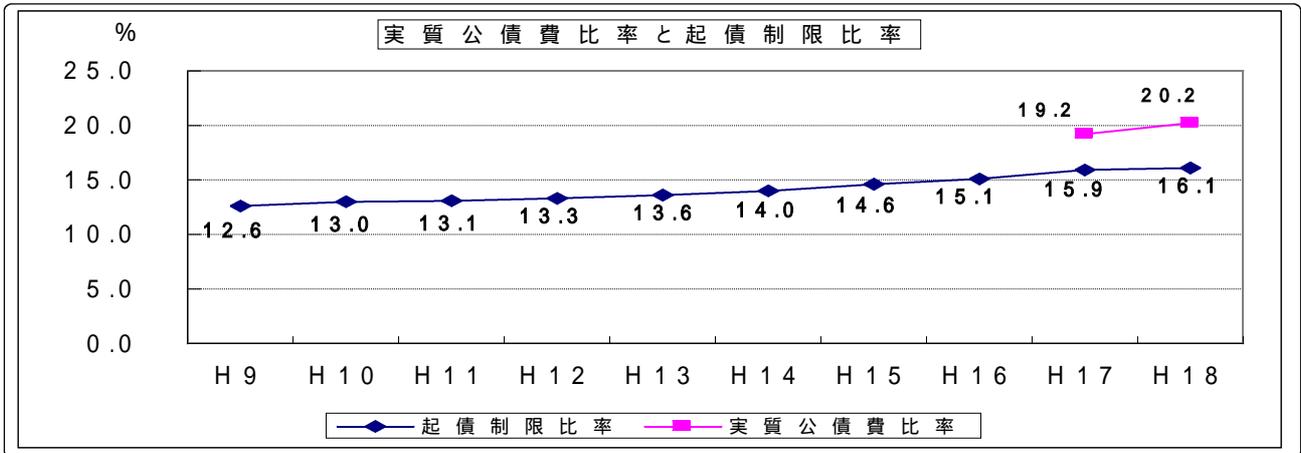
経常収支比率：毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示します。

数値が低いほど一般財源に余裕があることを示し、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できます。

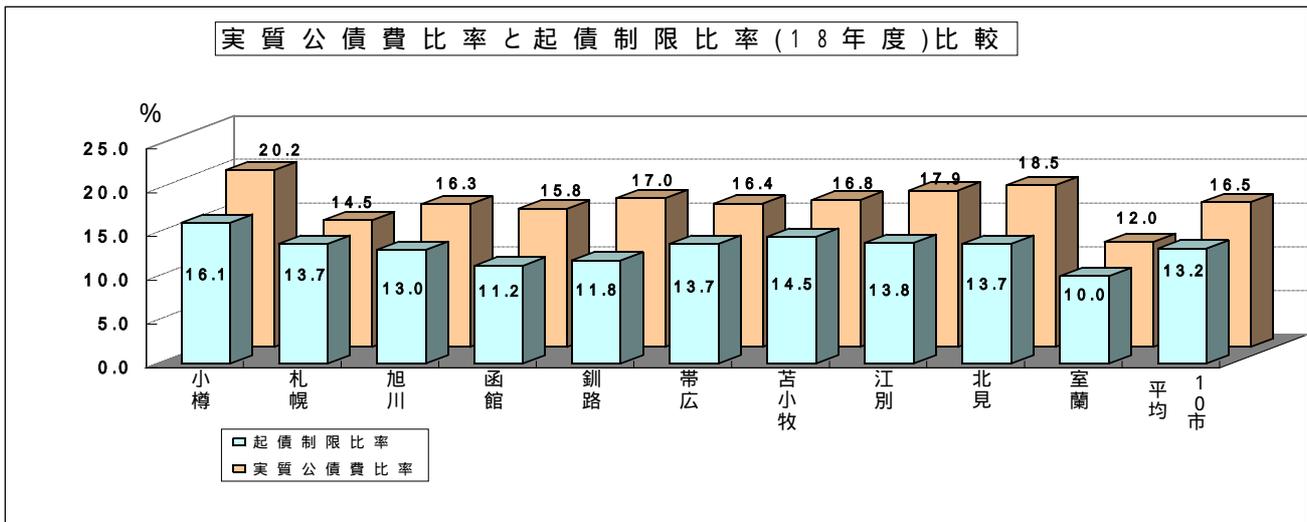
(3) 実質公債費比率と起債制限比率

18年度の実質公債費比率（3か年平均）は20.2%で、前年度に比較すると1.0ポイント悪化しています。

また起債制限比率（3か年平均）は16.1%となりました。



道内10市の中で、実質公債費比率、起債制限比率ともに一番高い数値となっています。



実質公債費比率：17年度から、これまでの起債制限比率の算定基礎であった公債費に加えて、公債費に準ずる経費（公営企業債の償還に対する繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の償還金に対する負担金又は補助金、債務負担行為のうち公債費に準ずる経費等）や、減債基金の積立状況等が加味されることとなりました。この実質公債費比率が起債制限等の新しい基準となり、3か年平均が18%以上で許可団体となり、25%以上で原則として一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

起債制限比率：公債費の負担の程度を示す指標。地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものが標準財政規模（地方交付税措置分を控除）及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対してどの程度になっているかを3か年の平均数値で算出。この指標は16年度まで地方債の許可の制限に用いられており、この比率が20%以上の団体に対しては、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されていました。